



Australian Government
Department of Agriculture,
Water and the Environment

製品排出基準法2017で 規制された輸出品目 に関するガイド



© Commonwealth of Australia 2020

知的財産権の所有者

他に記載がない限り、本出版物の著作権 (および他の知的財産権) の所有者はオーストラリア連邦 (連邦) です。

クリエイティブ・コモンズ (Creative Commons) ・ライセンス

第三者が提供した内容、ロゴ、オーストラリアの国章を除き、本出版物内の全資料は、クリエイティブ・コモンズ・アトリビューション4.0国際ライセンスの下でライセンス登録されています。

ライセンスおよび本文書の使用に関するお問い合わせは、こちらにメールを送信してください。 copyright@awe.gov.au。



データ目録

本出版物は、「2020年農業水資源環境省2017年製品排出基準法で規制された輸入品目のガイド (3月CC BY 4.0. キャンベラ) 」ガイドに帰属するものとなります。

ISBN 978-1-76003-278-4

本出版物はこちらからご覧いただけます。 environment.gov.au/protection/emissions-standards

農業水資源環境省

GPO Box 858 Canberra ACT 2601

電話番号 1800 803 772

ウェブサイト awe.gov.au

農業水資源環境省を通じて活動するオーストラリア政府は、正当な注意と技術を用いて本出版物内の情報とデータの準備と編集を行っています。それにもかかわらず農業水資源環境省、その職員、顧問は、法で認められる最大限まで、本出版物内の情報あるいはデータにアクセスし、使用し、あるいは依拠した結果として人に発生する過失、損失、損傷、障害、費用、コストなどすべての責任を放棄します。

内容

1. 初めに	5
2. 法規フレームワーク	6
3. 排出基準下で製品を輸入する通関業者のためのプロセス	7
4. 基準の対象となる製品	8
5. 認証	10
6. 免除	13
7. コミュニティ保護の質問	14
8. 関税番号	15
9. 違反と罰則	16
10. 顧客に関連する情報	17
11. 詳細情報	18
図	
1 通関業者の排出規制製品の輸入プロセス	7
2 欧州ステージIIの認証番号の書式	11
3 欧州ステージVの認証番号の書式	12
表	
1 基準が適用される典型的な製品例	8
2 適用免除のカテゴリ	13
3 コミュニティ保護の質問に連結した関税番号	15
4 輸入、供給、製造に関する違反に対する罰則	16
ボックス	
1 コミュニティ保護の質問	14
2 課税閾値の例	17

1. 初めに

製品排出基準では、「製品排出基準法2017」(以下「基準法」)および「製品排出基準規則2017」(以下「規則」)を通じてノンロード火花点火エンジンおよび機器の輸入、供給、製造を規制します。このガイドでは、輸入申告書の記入方法を含めた同基準の対象となる製品の輸入に関する情報を提供します。

2018年7月1日から、オーストラリアで国内製造あるいは輸入されたすべての新規の屋外用電気機器と船舶用エンジンには、「規則」で規定された排出基準に適合することが求められます。これらの製品を輸入する際、通関業者は特定の関税番号を使用する時に、コミュニティ保護の質問を尋ねられることを認識しておく必要があります。

2020年7月1日から、欧州認証済みの屋外用電気機器の輸入は、欧州ステージIIの基準から欧州ステージVの基準に移行します。また同日から、オーストラリアで供給されるすべての新規屋外用電気機器と船舶用エンジンは、この基準に適合しなければなりません。

当省は、「基準法」の下で、輸入製品のポストボーダー・コンプライアンス活動を行います。違反が発生した場合、排出規制製品の輸入者と供給者には、輸入、供給、ラベリング、記録管理に関する違反の責任が問われます。認証あるいは免除番号なく輸入された排出規制製品は没収され、輸入者は罰則や起訴を受けるおそれがあります。

通関業者にとっての重要点

排出規制製品の輸入者は、必ずその製品に豪州認証あるいは認定済み国際機関の認証のいずれかが付与されているか、もしくは豪州排出基準の免除を受けていることを確認しなければなりません。

認定済みの国際機関には、アメリカ合衆国環境保護庁 (USEPA)、カリフォルニア大気資源委員会、EU加盟国、環境・気候変動省 (カナダ) があります。輸入者は、必ず商品を輸入する前に輸入条件について確認して、豪州認証または免除のどちらかを必要とする場合には、その申請に十分な時間の余裕を持つようにしてください。

「関税法1901 (Customs Act 1901)」に従い、通関業者は、正しい認証 (外国またはオーストラリア) あるいは免除番号を入力して、総合貨物システム (ICS) のコミュニティ保護の質問 (CPQ) に正しく回答しなければなりません。

このために、通関業者は以下のことをしなければなりません。

- 輸入申告書に品目1行につき1つの認証番号を記入する
- 輸入申告書が、基準の対象とならない製品と、排出規制製品をグループ化しないようにする
- 認証番号がICSで利用可能な文字制限数を越えた場合には、本ガイド内「外国認証番号」で提供した説明に従う

排出規制管理は、完全に費用が回収され、ICSが収集した輸入データは、課税額の計算に使用されます。認証および免除の申請には、手数料が課されます。

2. 法規フレームワーク

製品排出基準法は以下から構成されています。

- 大臣が、製品に関する強制的な排出規則を規定し、これらの製品を規制するための行政手配を詳細に述べる規則を制定することを認める製品排出基準法2017。同法はさらに準拠しない製品の輸入および供給に関して違反および民事罰則を制定し、「権限規制法2014 (Regulatory Powers Act 2014) の下でコンプライアンスと実施規定を発動させます
- オーストラリアに輸入された製品、あるいは国内生産された製品に課税することを認める製品排出基準 (通関) 課税法2017 (Product Emissions Standards (Customs) Charges Act 2017) および製品排出基準 (物品税) 課税法2017 (Product Emissions Standards (Excise) Charges Act 2017)
- 国境での製品の没収に関する関税法1901の第299項に修正を認める製品排出基準法2017 (結果規定)
- 排出基準の対象製品は、相互承認の措置からの免除を認めるトランス・タスマン相互承認取り決め1997

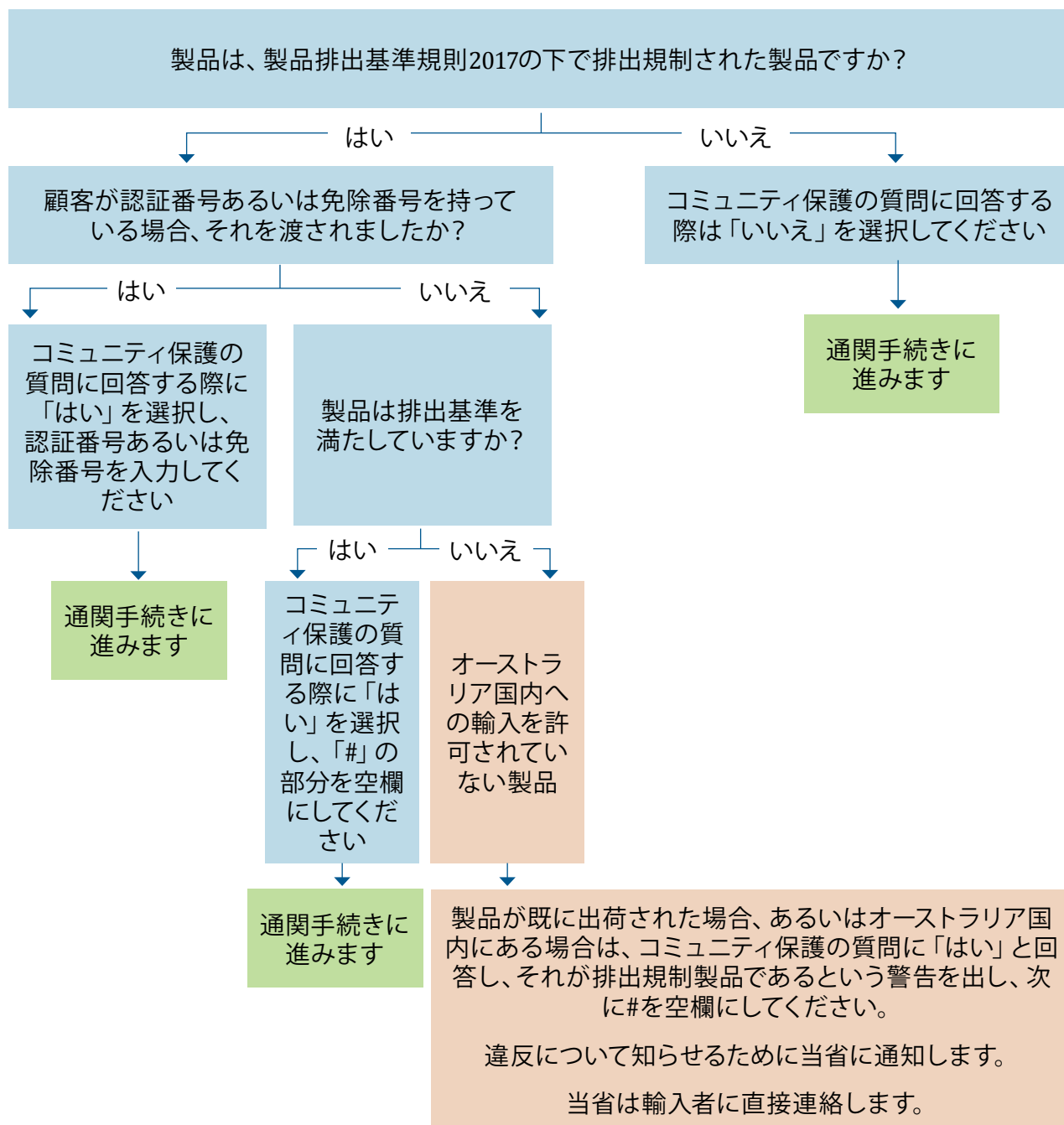
従位立法は以下から構成されています。

- 規制対象の製品の詳細情報を説述する製品排出基準規則2017
- 輸入および国内製造された製品への課税額につき定める製品排出基準 (通関) 課税規制2018 および製品排出基準 (物品税) 課税規制2018

3. 排出基準下で製品を輸入する 通関業者のためのプロセス

このフローチャートは、通関業者が排出基準の対象製品を輸入するために、顧客からどんな情報を必要とするかについて理解できるように開発されました。

図1 通関業者の排出規制製品の輸入プロセス



ICSで行った、あるいは輸入申告書に関して行ったすべての記述は、コミュニティ保護の質問に対する回答および通常の輸入申告書の必須欄の回答を含めて、税関職員に行った記述と見なされます。

4. 基準の対象となる製品

「規則」第2部では、本基準の対象となる以下の製品について詳述しています。

- 最大のエンジン出力が19kw以下、あるいは25.5馬力以下の新しく完全なノンロード火花点火エンジン
- 新しく完全な火花船舶用推進エンジン
- これらの製品は主にガソリンエンジンであるが、少数のガスパワー・エンジンも含まれる

表1 基準が適用される典型的な製品例

非携帯型	携帯型	船舶用
エアコンプレッサー	レンガ/コンクリート用のこぎり	補助用船舶エンジン
ブリックエレベーター	刈払機	船内エンジン
移動クレーン/シザーリフト	コンクリート振動機/ランマー	ジェットボートエンジン
コンクリートグラインダー	チェーンソー	船外機
コンクリートミキサー	ノンロード機器用エンジン	個人用船舶
デブリローダー	ガーデンエッジャー	スターンドライブ・エンジン
ノンロード機器用エンジン	ハンマードリル	水上スクーター
消防用/放水ポンプ	ヘッジトリマー	
発電機/インバーター	削岩機	
ゴーカート	リーフバキューム/リーフブロワー	
芝生用エアレーション機/ コアリング機	ミスト噴霧器	
リーフ/ガーデン用バキューム (後ろから歩いていくタイプ)	ポールトリマー	
丸太割り機	穴掘り機	
ミニローダー	電動ブルーム	
マルチング機/チッパー	トロウエルマシーン (コンクリート)	
ピッチローラー	ウィツパースナッパー/ ライントリマー	
プレートコンパクター		
圧力クリーナー/ウォッシャー		
プッシュ式芝刈り機		
ライド式芝刈り機		
回転除草機		
スラッシャー (乗り物式)		
噴射式除雪機		
芝生剥ぎ取り機		
切り株用碎木機		
掃除機 (非携帯型)		

注意事項・本リストは完全なものではなく、あくまでも参考用です。エンジンは、単体であれ、機器内に装着されたものであれ、輸入品もしくは国内供給品のいずれでも排出規制の対象となります。

顧客が輸入している製品が上の表に記載されていないが、排出規制製品かもしれないと考える場合は、「規則」第2部の技術定義を参照してください。または、顧客に、メーカーに連絡して詳細情報を得るように要請してください。

対象外の製品とは？

「規則」の対象外の製品には以下のものがあります。

- 中古エンジンと機器
- 19.1KW以上の屋外用電気機器
- 全地形走行車
- ホバークラフト
- 水陸両用クラフト
- エコンプレッション・エンジンおよび機器（ディーゼル）

豪州製品排出基準は、米国EPA基準と一致しています。ただし、「規則」では蒸発ガス排出に関する基準は設定していません。

5. 認証

輸入者は必ず（2018年7月1日以降に）オーストラリアに輸入されるか、あるいは（2020年7月1日以降に）オーストラリア市場に供給される排出規制製品が、豪州認証または認定された国際機関の認証を受けていることを確認してください。輸入者と供給者のいずれにも、「基準法」下の違反に責任があります。

外国認証製品

「規則」で認定された外国エンジンは以下のとおりです。

- アメリカ合衆国環境保護庁（US EPA）
- カリフォルニア大気資源委員会
- EU加盟国
- 環境・気候変動省（カナダ）

外国認証番号

アメリカ合衆国環境保護庁認証製品

米国EPA基準（CFR 1054またはCFR 1045）の認証を受けたエンジンに関しては、エンジンファミリー名を認証番号としてみなし、コミュニティ保護の質問に対してそれを入力してください。あるいは適合証明書の認証番号を入力することもできます。こちらは、EPAが割り当てたエンジンファミリー番号の末尾に3桁追加された番号です。

エンジンファミリー名は、[米国EPA認証データベース](#)からアクセスできます。

カリフォルニア大気資源委員会による認証製品

CARBは、エンジンファミリーについて米国EPAと同じ命名の慣習に則っています。エンジンファミリーの名前は認証番号としてみなされ、コミュニティ保護の質問に対して記入してください。また、該当する行政命令番号（CARBでは適合認証を「行政命令」と呼んでいます）を入力してもかまいません。

エンジンファミリーの名称と行政命令（EO）番号は、双方ともCARBの[オフロード認証データベース](#)でアクセスできます。データベースでは、EO番号がエンジンファミリーの実際のEOにハイパーリンクされています。

EU機関による認証製品

ノンロードエンジン（ノンロード携帯機器別名NRMM）のEU基準で認証済みのエンジンに関しては、「形式認証番号」が認証番号となりますので、コミュニティ保護の質問に対してはこれを入力してください。

EU認証製品の移行規定

「規則」の下でノンロード欧州認証製品は、欧州ステージ排出基準IIから、欧州ステージV排出基準に移行します。移行は、2020年7月1日に開始します。EUが欧州ステージIIの排出基準を段階的に廃止し、2016/1628の指令の下で2016年にステージVの規制が採用された後、この移行が行われます。

欧州ステージIIの排出基準の下で、97/68/EC指令に対する以下の改正指令のうちの一つの対象となるエンジンは、この移行期間に限り認められます。2002/88/EC、2004/26/EC、2006/105/EC、2010/26/EU、2011/88/EUまたは2012/46/EU。これらの指令は指令97/68/ECを改正します。

欧州ステージIIの認証製品は、最長2020年6月30日までオーストラリアに輸入できます。この日付以降は、欧州製品は欧州ステージVの基準の認証を受けて、オーストラリアに輸入する前に正しいラベリングを行うことが必要です。欧州ステージIIの認証製品は、最長2021年6月30日まで国内で供給できます。「供給品」には、無料サンプル、取引の一部あるいは別の製品を供給する際の特別な提供物などの供給品が含まれます。

欧州ステージIIおよび欧州ステージVの認証番号は、形式認証書に記入されており、エンジンの上の対応する排出ラベル上にあることが必要です。この証明書は通常、製品が排出基準に適合していると認証された後で、メーカーに発行されます。

ICSで利用できる欄には35文字の文字制限があります。欧州ステージVの認証番号が、文字制限数を超えた場合、通関業者は、全番号を挿入するためにアスタリスク(*)やフォワードスラッシュ(/)を省略してください。製品が別の認定外国基準の認証を受けている場合、通関業者はEU認証番号ではなく、この番号を使用することができます。

欧州ステージVの認証番号(図3)は、欧州ステージIIの認証番号(図2)から容易に見分けることができ、書式が異なります。

図2 欧州ステージ IIの認証番号の書式

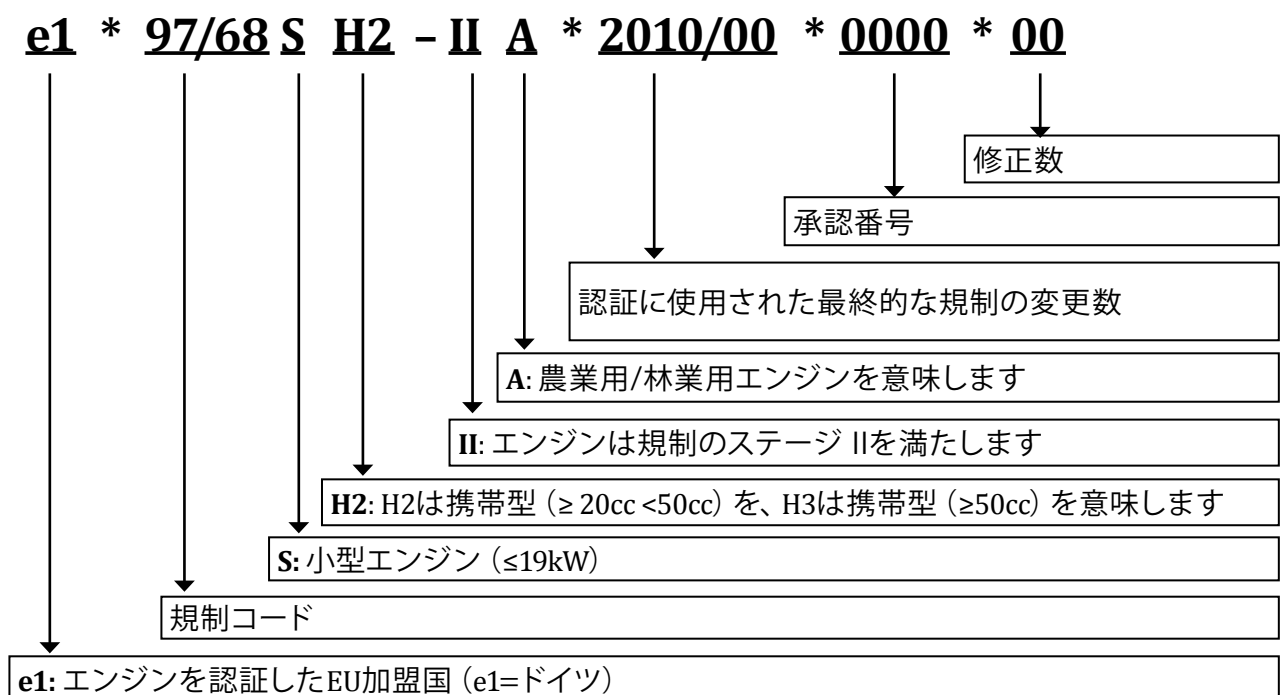
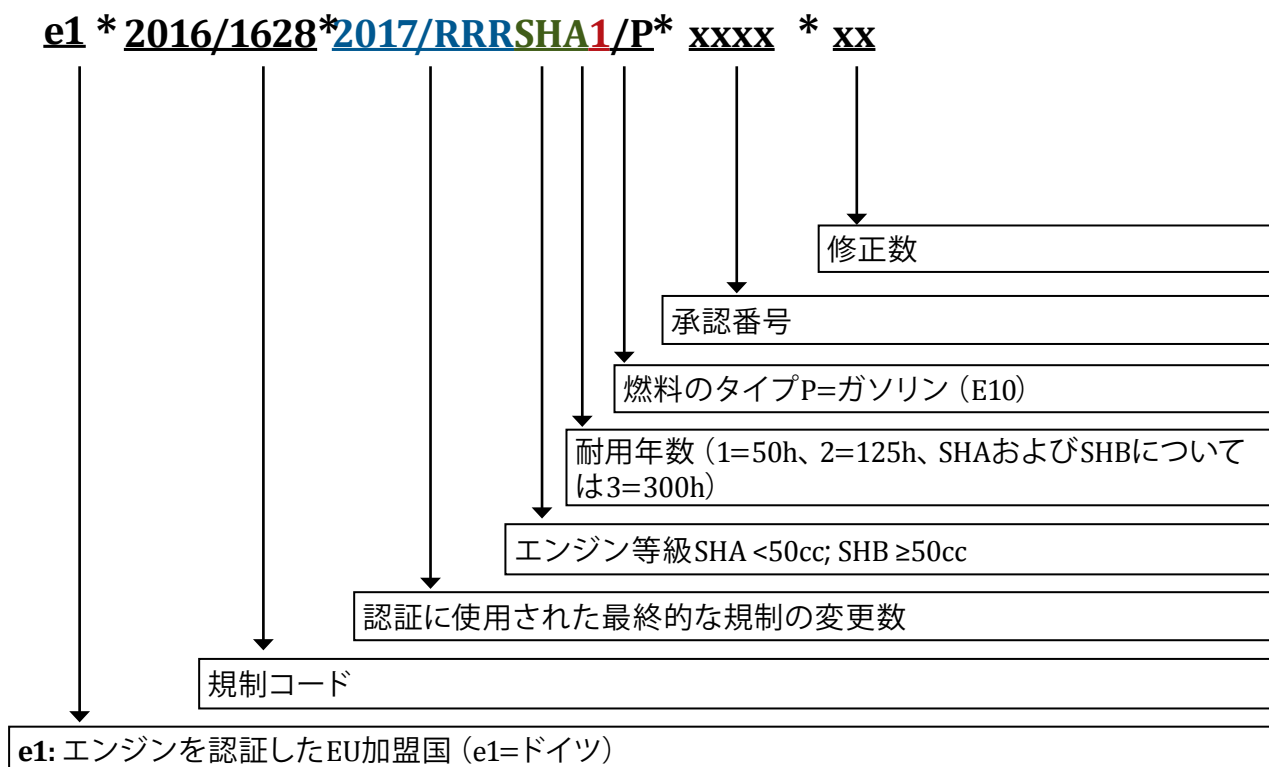


図3 欧州ステージVの認証番号の書式



外国の認証番号の詳細なガイドは、認証番号に関する[輸入業者と仲介業者に関するガイダンスメモ](#)を参照してください。

豪州認証

製品に認定された国際基準の認証がまだなされていない場合は、当省の[オンラインサービスプラットフォーム](#)から認証申請を行うことができます。申請は、通常メーカーが行うものとし、査定を受けるために当省に提出する、ラボでの排出試験結果が必要となります。豪州認証が付与された場合、申請者に認証番号が発行されます。この独自の番号は、ICSのコミュニティ保護質問に回答する際に提供しなければなりません。

豪州認証番号に関する詳細なガイドは、「[製品排出基準法2017](#)」の[豪州認証に関するガイド](#)を参照してください。

6. 免除

農業水資源環境省は、限定された状況下で、未認証の製品を輸入したり、あるいは豪州市場に供給できるように、免除を付与することができます。「規則」の第30項では、免除の申請を行える、6つの免除のカテゴリーについて記載しています。(表2)。

免除の申請は、当省の[オンラインサービスプラットフォーム](#)で行います。免除が付与されると、申請者には免除番号が発行されます。この免除番号は、ICSのコミュニティ保護質問に回答する際に提供しなければなりません。

表2 適用免除のカテゴリー

適用免除のカテゴリー (「規則」参照)	説明
輸出 (30(1)(a))	製品はオーストラリアから輸出されますが、オーストラリア国内では使用されません。
試験評価と展示 (30(1)(b))	製品は供給あるいは事前注文のために試験、評価、展示、広告、提供されますが、製品認証を受ける前はオーストラリアで使用あるいは供給されません。
国家セキュリティ (30(1)(c))	製品は国家の安全を目的としてオーストラリア国防軍、警察、治安当局で使用されます。
救急サービス (30(1)(d))	製品は、救急サービス機関で使用されます。
競技会 (30(1)(e))	製品は組織的競技会で使用されます。
交換用エンジン (30(1)(f))	未認証で使用不可能なエンジンに替わる交換用エンジン。

国家安全、救急サービス、組織的競技会、交換用エンジンの免除のカテゴリーに関しては、申請者は指定されたカテゴリーの基準を満たし、その代わりに使用できる排出基準を満たす製品を入手できないことを明示できることが必要です。

7. コミュニティ保護の質問

特定の関税番号の中には、「規則」で規制された製品の輸入に連結しているものもあります。関連した関税番号が総合貨物システム (ICS) に対して入力されると、コミュニティ保護の質問 (CPQ) が行われます。

ボックス1 コミュニティ保護の質問

「これらの商品は、「製品排出基準規則2017」第7項、第8項、第9項で定義された新規火花点火ノンロードエンジンあるいは新規火花点火船舶用推進エンジンですか？あるいはこれらの商品に当該製品が含まれていますか？」

「はい」の場合は、製品の関連する認証番号あるいは免除番号を入力してください。

農業水資源環境省は、CPQおよび他の監視済みの関税番号によって提供された情報に対してコンプライアンスの監査を行い、輸入業者の追跡調査を行います。

コミュニティ保護の質問への回答

CPQ (コミュニティ保護の質問) はこれに回答し、指示のある場合は、認証または免除番号を入力しなければなりません。あなたの顧客が認証番号あるいは免除番号を提供していない場合は、顧客に、排出基準適合の認証済み製品であるかどうか尋ねてください。

顧客が製品は認証済みである旨を通知するものの認証番号を提供できない場合は、CPQに「はい」と回答して、認証番号あるいは免除番号の欄を空欄にすることができます。ただし、農業水資源環境省には、製品が認証番号あるいは免除番号無しにICSに入力されたことが通知されることを顧客に伝えてください。当省は、この情報が提供されなかった理由をつきとめるために、輸入者に連絡します。

ICSで利用できる欄には、35文字の制限があります。欧州ステージVの認証番号が文字制限数を超えた場合は、仲介業者は全番号を入力できるようにアスタリスク (星印) やフォワードスラッシュ (/) を省略してください。

顧客から製品が未認証だと通知された場合は、排出基準の適合認証を受けていない製品を輸入することは違法である旨を顧客に通知してください。この場合、あなた、あるいは顧客は必ず当省に速やかに連絡をしてください。顧客から、製品が認証済みである旨の知らせを受けて、後に未認証の製品であることが判明する場合には、輸入業者は「基準法」違反の責任に問われます。

8. 関税番号

農業水資源環境省では、排出規制製品に適用される幅広い関税番号を設定しています。表3には、現在コミュニティ保護の質問に連結した関税番号を表示しています。これは、コンプライアンス・プログラムでモニターの対象となる関税番号の全体的なリストではなく、他の関税番号が追加されることがあります。

表3 コミュニティ保護の質問に連結した関税番号

関税番号	統計番号
84072100	49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65
84072900	25
84073100	26
84073200	11
84079030	30, 31
84137090	62
84148019	50
84244100	01
84243090	51
84304900	19, 44
84305000	45
84306100	23
84322900	47
84328000	14
84331100	48, 55, 56
84331900	62, 63
84368090	42
84641000	10
84659600	37
84678100	10
84678900	28, 60, 68
84743100	24
84791000	14
84798990	90
85022000	38, 39
89039210	15, 16
89039290	17
89039910	18

9. 違反と罰則

輸入者と供給者は、以下に関連する「基準法」の違反に対して責任があります。

- 輸入
- 供給
- ラベリング
- 記録管理

認証番号あるいは免除番号のない輸入製品は、没収される場合があります。輸入者は、罰則や起訴を受けるおそれがあります。輸入、供給、製造に関する各違反には、それぞれ最大罰則が設けられています。(表4)。

表4 輸入、供給、製造に関する違反に対する罰則

違反の種類	1回の違反に対する 最大罰則単位	1回の違反に対する 最大罰則
厳格責任違反 (個人)	60 (1つの罰則単位は\$210)	\$12,600
厳格責任犯罪 (法人)	300 (罰則の1単位は\$210)	\$63,000
民事罰則規定	120 (罰則の1単位は\$210)	\$25,200

全ての製品には、以下を含む「規則」第6部に従って必ずラベリングしなければなりません。

- 関連する承認済みの外国基準に従ったラベリング
- 製品に豪州認証がある場合は、「規則」第39項 (2) に従ったラベリング

2018年7月1日以降、輸入者には「規則」第7部に従って記録の管理が求められています。2020年7月1日以降、供給者にも記録の管理が求められています。記録は、各会計年度末から5年間保管することが必要です。

10. 顧客に関連する情報

ICSとCPQに入力した情報は、各会計年度末に輸入者が支払うべき税金の額の算出に使用されます。

輸入製品の価値の0.45%が課税されるものとし、\$32,000以上の価値のある製品が会計年度内に輸入された場合にのみ、支払義務が生じます。また課税は、1つの品目の輸入品につき\$90未満の支払いとなるように、高価品物閾値の対象となります。(ボックス2)。

ボックス2 課税閾値の例

低い課税閾値の例

閾値：会計年度1年間に輸入された\$32,000相当の製品。

- 輸入者が会計年度1年間に\$40,000相当の製品を輸入した場合、輸入者は低い課税閾値を超え、輸入課税責任は\$180となる（\$40,000の0.45%）。
- 輸入者が会計年度1年間に\$29,000相当の製品を輸入した場合、輸入者は\$32,000という低い課税閾値を下回るため、税金の支払い責任はない。

高価品目の閾値の例

閾値：1品目\$20,000。

- 輸入者が会計年度1年間に\$50,000の価値のボート一隻を輸入した場合、\$20,000の価値のみが課税計算に適用される。これは、低い課税閾値である\$32,000を下回るため、輸入者は税金を支払う必要がない。
- 輸入者が（エンジンを含めて）1隻が\$50,000相当のボート5隻を輸入する場合、各ボートの価値からは、\$20,000のみが、輸入課税である\$450（\$100,000の0.45%）の算出に適用される。

会計年度末の後で、輸入者が輸入課税の閾値を超える場合、輸入者には債務通知書が送付されます。これにより、債務について通知し、必要に応じて輸入データを修正するために3か月の猶予が与えられます。課税金額とインボイスを含む最終通知書が同年10月に送付されます。

11. 詳細情報

製品排出基準に関する質問がある場合は、農業水資源環境省 productemissions@awe.gov.au までEメールを送付するか、電話番号**1800 803 772**までお電話ください。

よくある質問は、当省のウェブサイト environment.gov.au/protection/emissions-standards/faqs でご覧いただけます。

